

平成30年 9月 7日

各位

株式会社 北陸銀行

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまへのご相談・お手続きについて

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

株式会社北陸銀行（頭取 庵栄伸）はこのたびの地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、下記のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせします。

記

1. 各種ご相談・お手続きについて

(1) 預金支払に係る取扱

A. 預金証書・通帳、お届印等を紛失された方は、預金者ご本人であることを確認の上お支払いの手続きをさせていただきますので、ご相談ください（ご本人を確認できる資料をご持参ください。）

B. 定期預金・定期積金等の期限前解約のお払い戻しが必要な場合についてもご相談ください。

(2) 現物国債を喪失した場合は窓口にご相談ください。

(3) 融資・ローン関係の取扱、救済融資や返済等につきましてもご相談ください。

(4) 損傷銀行券についての両替は、窓口にてご相談ください。

(5) 今回の災害により支払期日が経過した手形につきましても関係金融機関との連絡をとりまして対応いたしますのでご相談ください。

2. 各種窓口

本件につきましての詳細につきましてはお近くの北陸銀行窓口までお問い合わせください。

以上